

令和8年度独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事業計画

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号。以下「機構法」という。）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。以下同じ。）に係る、

- ① 在日米軍からの労務要求書の受理、募集、人事措置通知書の交付などの労務管理業務
- ② 給与、旅費に係る計算及び書類作成などの給与業務
- ③ 制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、社会保険の手続、定期健康診断・ストレスチェック・永年勤続表彰の計画及び実施支援、基地内臨時窓口業務などの福利厚生業務

を円滑かつ確実に実施しつつ、以下により令和8年度の年度目標の確実な達成に取り組む。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務

駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（在日米軍からの労務要求書の受理、募集及び人事措置通知書の交付等）を円滑かつ確実に実施する。

在日米軍からの労務要求に対し、労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、以下の措置を講ずることにより、95%以上の達成に努める。

- (1) ポスターを作成し、公共職業安定所、学校及び主要駅等に掲示する。（令和8年度ポスター作成予定枚数：19,600枚）
- (2) パンフレットを作成し、地方公共団体及び学校等に配布するとともに、採用希望者への説明に活用する。（令和8年度パンフレット作成予定部数：18,000部）
- (3) インターネット求人サイト等のメディアを活用する。
- (4) 在日米軍が求める高度な技術力を有する優秀な人材確保のため、大学等の訪問や企業説明会への参加を推進する。
- (5) 応募者に対してアンケート調査を実施し、アンケート調査の結果を踏まえた、より効果的な募集施策を検討及び実施する。

なお、駐留軍等労働者の雇用の継続に資するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第16条に規定する技能教育訓練を実施する必要がある場合には、防衛省と連携し、円滑かつ確実に実施する。

2 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務

駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（給与、旅費に係る計算及び書類作成等）を円滑かつ確実に実施する。

防衛省の行政施策の企画立案に資するため、同省からの求めに応じ、「駐留軍等労働者給与等実態調査」等の駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、同省に提供する。

3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務

駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務（制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備

研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、社会保険の手続、定期健康診断・ストレスチェック・永年勤続表彰の計画及び実施支援、基地内臨時窓口業務等)を円滑かつ確実に実施する。

退職準備研修について、過去の受講者に対するアンケート調査結果の分析・検証を行った上で年間の研修計画を作成し、効果的な実施を図ることにより、アンケート調査結果の満足度が95%以上となるよう努める。また、引き続きアンケート調査を実施する。

さらに、防衛省が令和8年3月に策定を予定している「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、駐留軍等労働者に対し、育児・介護制度の周知を行うとともに、採用パンフレット等を活用し、駐留軍等労働者として活躍する女性の事例紹介等を行う。

4 駐留軍等労働者に係る申請、届出、書類の交付その他の手続に関する業務

駐留軍等労働者に係る手続について、令和5年10月から情報システムを利用した電子申請及び電子届出が、また、令和7年1月から同システムを利用した給与明細などの書類の電子交付が、それぞれ可能となったところ、引き続き個人情報の適正な取扱いの確保を徹底しつつ、更なる電子化を推進するなど、駐留軍等労働者が更に利用しやすく、また、安全安心に利用できる環境の整備に努めることにより、駐留軍等労働者へのサービスその他の業務の質の向上を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務の効率化・組織改編

(1) 令和7年度の事業計画に基づき策定された「令和8年度以降の職位数の削減に係る計画」に基づき、令和8年度において職位数1を削減する。

(2) 機構運営関係費（人件費、事務室等借料、法令等により生じる義務的経費及び特殊要因を除く。）については、前年度から3%の削減を図る。

また、物件費については、計画的・効率的に執行し、経費節減の余地がないかについて自己評価を四半期毎に行った上で、適切な見直しを行う。

(3) 在日米軍従業員管理システム等について、運用管理・保守体制を維持し、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、当該情報システム等の安定的な稼働（システム稼働率：99.9%以上）を確保するなど、適切な整備及び管理を行う。

併せて、業務の一層の効率化等を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和11年度）に向けて、次期同システム等の在り方について、外部有識者の助言を踏まえ、引き続き検討し、その結果を取りまとめるなど、所要の作業を着実に進める。

2 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進する。

また、契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、

契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙1から別紙3までのとおり。

適正な財政管理を行い、第2の1（2）を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持する。

第4 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は3億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

2 人事に関する計画

（1）円滑かつ確実な業務処理を行うため、人員の適正な配置に努める。

（2）年間の研修に係る計画を作成し、職員養成研修等の着実な実施を図る。

（3）職員の心身の健康を確保するため、メンタルヘルス対策の充実に取り組むとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、ハラスメント対策の実施等、職場環境の整備を図る。

（4）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組として、女性職員の採用及び登用を積極的に推進する。

3 積立金の使途

令和7年度繰越積立金は、令和7年度以前に取得し令和8年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。

第8 その他

1 給与水準の適正化等

機構の役職員の給与水準について、国家公務員の給与水準も考慮し、役職員給与の在り方を検証した上で、役員報酬規則、役員退職手当規則及び職員給与規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組む。また、検証結果及び取組状況をホームページにおいて公表する。

2 機構の広報活動

機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報誌のハローワーク及び地方自治体等への配布、令和7年度に刷新されたホームページの活用等により、広報活動を推進する。

3 保有資産に係る措置

機構の保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、検証結果に基づき所要の措置を講ずる。

4 内部統制の推進

内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努める。

また、リスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを実施する。

さらに、内部統制及びリスク管理について更なる実効性の確保のため、令和7年度に引き続き内部統制推進月間及びリスク管理推進月間を設け、内部統制及びリスク管理に係る項目の再点検や周知活動等を実施するとともに、内部統制講習を行う。

5 情報セキュリティの対策の推進

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、情報セキュリティに関する内部規程に適宜反映させるとともに、当該規程が遵守されていることを確認するための監査や自己点検を実施する。

また、役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、最新の情報セキュリティ動向に応じた教育テキストを用いた教育及び情報セキュリティインシデントに適切に対処するための訓練を実施することにより、組織的対応能力の強化に取り組む。

6 情報公開・個人情報の保護

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知を行う。また、個人情報に係る教育等及び個人情報漏えい対処等の訓練を実施する。

事業計画予算
令和8事業年度

(単位：百万円)

区 分	労務管理の実施 に関する業務等	給与の支給に 関する業務等	福利厚生の実施 に関する業務等	法人共通	合 計
収 入					
運営費交付金	812	978	1,492	573	3,855
計	812	978	1,492	573	3,855
支 出					
基地従業員関係費	19	1	514	—	534
機構運営関係費	793	977	978	573	3,322
うち 人件費	613	730	727	428	2,498
物件費	180	247	251	145	824
計	812	978	1,492	573	3,855

注：計数は、四捨五入によっているのので符合しないことがある。

収 支 計 画
令和8事業年度

(単位：百万円)

区 分	労務管理の実施 に関する業務等	給与の支給に 関する業務等	福利厚生の実施 に関する業務等	法人共通	合 計
費用の部	877	1,056	1,585	703	4,221
經常費用	877	1,056	1,585	703	4,221
基地従業員関係費	19	1	514	—	534
物件費	180	247	251	145	824
人件費	613	730	727	428	2,498
減価償却費	—	—	—	81	81
賞与引当金繰入	39	49	48	29	165
退職給付費用	26	29	45	21	120
財務費用	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—
収益の部	877	1,056	1,585	703	4,221
運営費交付金収益	812	978	1,492	573	3,855
寄付金収益	—	—	—	—	—
繰延運営費交付金（資産）戻入	—	—	—	81	81
繰延物品受贈額（資産）戻入	—	—	—	—	—
賞与引当金見返に係る収益	39	49	48	29	165
退職給付引当金見返に係る収益	26	29	45	21	120
臨時利益	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—
前年度積立金取崩額	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—

注：1 収支計画は、予算ベースで計上した。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

資 金 計 画
令和8事業年度

(単位：百万円)

区 分	労務管理の実施 に関する業務等	給与の支給に 関する業務等	福利厚生の実施 に関する業務等	法人共通	合 計
資金支出	812	978	1,492	573	3,855
業務活動による支出	812	978	1,492	573	3,855
投資活動による支出	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—	—	—
次年度への繰越金	—	—	—	—	—
資金収入	812	978	1,492	573	3,855
業務活動による収入	812	978	1,492	573	3,855
運営費交付金による収入	812	978	1,492	573	3,855
その他の収入	—	—	—	—	—
投資活動による収入	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—
前年度からの繰越金	—	—	—	—	—

注：1 資金計画は、予算ベースで計上した。

2 計数は、四捨五入によっているため符合しないことがある。